

改正 平成28年1月広総務第97号

各部長・参事官
各所属長

警察相談業務等は、相談の内容及び相談者の精神的打撃の程度等複雑な条件を考慮し、一人一人について適切な方針を定め、その進め方を絶えず検討しながら行わなければならない。そのため、警察相談業務等に従事する警察職員が必要に応じて臨床心理、精神医療等の専門家の助言・指導を受けられる体制を確保する必要がある。

そこで、この度、警察相談業務等アドバイザーを委嘱し、これらの業務的確な推進を図るため、みだしの要領を別添のとおり定め、平成13年4月1日から施行することとしたので、部下職員に周知させ、適正な事務の遂行に努められたい。

なお、被害少年等カウンセリングアドバイザーの委嘱及び運用要綱の制定について（平成9年9月16日付け広少第440号、広警務第808号）は、平成13年3月31日限り廃止する。

別添

警察相談業務等アドバイザーの委嘱及び運用要領

第1 目的

この要領は、警察相談業務等アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の委嘱及び運用について必要な事項を定めることにより、警察相談業務等の効果的な実施を図ることを目的とする。

第2 委嘱

- 1 アドバイザーは、精神科医師、臨床心理士等のカウンセリングの専門家の中から警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。
- 2 本部長は、前1の規定によりアドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（別記様式第1号）を交付するものとする。

第3 期間

委嘱期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間において本部長が定める。

第4 職務

アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被害者相談及び支援、少年相談、警察安全相談など警察において行う相談業務等（以下「相談業務等」という。）について専門的な助言・指導（以下「アドバイス」という。）を行うこと。
- (2) 相談業務等に関連して、専門機関への引継ぎに関するアドバイスをを行うこと。
- (3) 相談業務等に従事する警察職員に対して、専門的知識及び技能に関する教養を行うこと。

第5 報償金

本部長は、業務の実施時間に応じて、あらかじめ本部長が定めた額の報償金をアドバイザーに対して支給するものとする。

第6 秘密の保持

アドバイザーは、委嘱期間中及びその後においても、業務に関して知り得た事実を第三者に漏らさないこととし、その旨を本部長に対し承諾書（別記様式第2号）により誓約するものとする。

第7 委嘱の取消し

アドバイザーが、次のいずれかに該当するときは、本部長は委嘱を取り消すことができる。

- (1) アドバイザーから辞職の申出があったとき。
- (2) アドバイザーが誓約事項を遵守しないとき。
- (3) アドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。

第8 アドバイスの上申

- 1 所属長は、所属の職員が相談業務等を行うに当たってアドバイスを必要とすると認めるときは、警察相談業務等アドバイス上申書（別記様式第3号）により、当該職員に対するアドバイスの実施を警務部警察安全相談課長（以下「警察安全相談課長」という。）を経て本部長に上申するも

のとする。

- 2 本部長は、アドバイスが必要であると認めるときは、アドバイザーの中から適任者を選定し、アドバイスの日時及び場所を指定するものとする。
- 3 アドバイスを受けようとする職員は、前2により指定された日時及び場所において、アドバイスを受けるものとする。

第9 結果報告

所属長は、所属の職員がアドバイスを受けたときは、終了後、その結果を速やかに警察相談業務等アドバイス結果報告書（別記様式第4号。以下「アドバイス結果報告書」という。）により、警察安全相談課長を経て本部長に報告するものとする。

第10 アドバイス結果の記録

警察安全相談課長は、アドバイス結果報告書に基づき、警察相談業務等アドバイス記録簿（別記様式第5号）を作成するものとする。

（別記）

様式第1号

（第2関係）

様式第2号

（第6関係）

様式第3号

（第8関係）

様式第4号

（第9関係）

様式第5号

（第10関係）